

松江市告示第 138 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年松江市告示第 441 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事業の一般原則) 第 3 条 略 2 略 <u>3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (従事者等の員数) 第 5 条 略 (1) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービス A の単位ごとに、専ら当該通所型サービス A の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数 <u>とする。ただし、通所 A 事業所での入浴サービスを実施しない場合は置かなくても良いものとする。</u> (2) 従事者 通所型サービス A の単位ご	(事業の一般原則) 第 3 条 略 2 略 (従事者等の員数) 第 5 条 略 (1) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービス A の単位ごとに、専ら当該通所型サービス A の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数_____ (2) 従事者 通所型サービス A の単位ご

とに、当該通所型サービス A を提供している時間帯に従事者(専ら当該通所型サービス A の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービス A を提供している時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

2 当該通所型サービス A の利用定員(当該通所 A 事業所において同時に通所型サービス A の提供を受けることができる利用者の上限をいう。以下同じ。)が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、入浴サービスを実施する場合であっても、看護職員及び従事者の員数を、通所型サービス A の単位ごとに、当該通所型サービス A を提供している時間帯に看護職員又は従事者(いずれも専ら当該通所型サービス A の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 事業者は、通所型サービス A の単位ごとに、第 1 項第 2 号の従事者(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は従事者。次項において同じ。)を、常時 1 人以上通所型サービス A に従事させなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス A の単位の従事者として従事することができるものとする。

5 前各項の通所型サービス A の単位は、通

とに、専ら当該通所型サービス A の提供に当たる 従事者が、利用者の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数 以上確保されるために必要と認められる数

2 当該通所型 A サービスの利用定員(当該通所 A 事業所において同時に通所型サービス A の提供を受けることができる利用者の上限をいう。以下同じ。)が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず 、看護職員及び従事者の員数を、通所型サービス A の単位ごとに、当該通所型サービス A を提供している時間帯に看護職員又は従事者(いずれも専ら当該通所型 A サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

所型サービス A であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 6 通所 A 事業所が指定通所介護事業者、通所サービス事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護事業者、通所サービス事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備に関する基準等を定める条例(平成 29 年松江市条例第 101 号。以下「居宅サービス等基準条例」という。)第 100 条第 1 項から第 7 項まで、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松江市告示第 439 号)第 5 条第 1 項から第 7 項まで、又は松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年松江市条例第 4 号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。)第 59 条の 3 第 1 項から第 8 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第 7 条 通所 A 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型 A サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

(設備、 備品等)

第 7 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型 A サービスの提供に必要な場所及び設備及び備品等を設けなければならない。

2 略

3 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス等基準条例

第 102

条第 1 項から第 5 項まで又は地域密着型サービス基準条例

第 59 条の 5 第 1 項から

第 5 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項)

第 9 条 事業者は、通所 A 事業所

ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくものとする。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第 10 条 事業者は、利用者に対し、適切な通所型サービス A を提供することができるよう、通所 A 事業所において、従事者の勤務

2 略

3 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備に関する基準等を定める条例(平成 29 年松江市条例第 101 号)第 102

条第 1 項から第 3 項

又は松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例(平成 25

年松江市条例第 4 号)第 59 条の 5 第 1 項から

第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項)

第 9 条 事業者は、通所型サービス A 事業所

ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくものとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(勤務体制の確保等)

第 10 条 事業者は、利用者に対し、適切な通所型サービス A を提供することができるよう、通所 A 事業所において、従業者の勤務

体制を定めなければならない。

- 2 事業者は、通所 A 事業所において当該通所事業所の従事者によって通所型サービス A を提供しなければならない。
- 3 事業者は、従事者等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 10 条の 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従事者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 22 条 事業者は、非常災害に関する具体

体制を定めなければならない。

- 2 事業者は、通所 A 事業所において当該通所事業所の従業者によって通所型サービス A を提供しなければならない。
- 3 事業者は、従業者等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第 22 条 事業者は、非常災害に関する具体

的計画を立て、非常災害時の関係機関への
通報及び連携体制を整備し、それらを定期的
に従事者に周知するとともに、定期的に
避難、救出その他必要な訓練を行わなけれ
ばならない。

(衛生管理等)

第 23 条 略

2 事業者は、通所 A 事業所において感染症
が発生し、又はまん延しないように、次に
掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所 A 事業所における感染症の
予防及びまん延の防止のための対策を
検討する委員会(テレビ装置その他の情
報通信機器(以下「テレビ電話装置等」と
いう。)を活用して行うことができるも
のとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上
開催するとともに、その結果について、
従事者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問 A 事業所における感染症の
予防及びまん延の防止のための指針を
整備すること。

(3) 当該通所 A 事業所において、従事者
等に対し、感染症の予防及びまん延の防
止のための研修及び訓練を定期的に実
施すること。

(秘密保持等)

第 24 条 事業所の従事者は、正当な理由が
なく、その業務上知り得た利用者又はその
家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった
者が、正当な理由がなく、その業務上知り
得た利用者又はその家族の秘密を漏らす

的計画を立て、非常災害時の関係機関への
通報及び連携体制を整備し、それらを定期的
に従業者に周知するとともに、定期的に
避難、救出その他必要な訓練を行わなけれ
ばならない。

(衛生管理等)

第 23 条 略

2 事業者は、通所 A 事業所において感染症
が発生し、又はまん延しないように、次に
掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所 A 事業所における感染症の
予防及びまん延の防止のための対策を
検討する委員会(テレビ装置その他の情
報通信機器(以下「テレビ電話装置等」と
いう。)を活用して行うことができるも
のとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上
開催するとともに、その結果について、
従業者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問 A 事業所における感染症の
予防及びまん延の防止のための指針を
整備すること。

(3) 当該通所 A 事業所において、従業者
等に対し、感染症の予防及びまん延の防
止のための研修及び訓練を定期的に実
施すること。

(秘密保持等)

第 24 条 事業所の従業者は、正当な理由が
なく、その業務上知り得た利用者又はその
家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった
者が、正当な理由がなく、その業務上知り
得た利用者又はその家族の秘密を漏らす

ことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

3 略

(苦情処理)

第 25 条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(事故発生時の対応)

第 27 条 略

2・3 略

(虐待の防止)

第 27 条の 2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所 A 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所 A 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所 A 事業所において、従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

ことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

3 略

(苦情処理)

第 25 条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(事故発生時の対応)

第 27 条 略

2・3 略

(記録の整備)

<p>第 29 条 事業者は、<u>従事者</u>、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 略 (掲示)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 <u>事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所 A 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による</u>掲示に代えることができる。</p>	<p>第 29 条 事業者は、<u>従業者</u>、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 略 (掲示)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、</u>掲示に代えることができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この告示による改正後の松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業通所型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第 3 条第 3 項及び第 27 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。
(業務継続に係る経過措置)
- 3 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 10 条の 2 の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 23 条第 2 項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。